

<AIPPI セミナー開催報告>

A I P P I ・ J A P A N セミナー：中近東における知的財産権

—知的財産に関する全般的情報（模倣品対策含む）UAE/サウジアラビア/GCC 特許に関して

1. 開催日時：平成 27 年 11 月 20 日（水）13：30～17：00

2. 会 場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 13 階 1301 講義室

3. 講演者：Clyde & Co

巻田 隆正氏（英国、香港弁護士）、ロブ ディーンズ氏（英国、香港弁護士）

4. 内容

講演 1：全体的な知的財産保護の枠組み（講演者：巻田 隆正氏）

日本、欧米とも異なる中東の習慣、法体系、知的財産保護の現状について説明があった。

《法的枠組み》 民法はアフリカ経由でフランス法の影響を受けている。また、シャリーア法（コーランと預言者ムハンマドの言行（スンナ）を法源とするイスラム世界の法律）の影響を受けており、お酒、豚に関する商標は取れない。また、イスラエルとの取引はできない。

《知的財産保護の現状》 知的財産に関する法律は歴史が浅く判例や慣例が不足している。加えて、知的財産に対する認識が低く、専門的に取り扱う裁判所ならびに裁判官、専門家が少ないため弁護士が裁判官に知識を提供し理解を深める働きかけをしている。

《習慣》 就労日は以下の通り。日曜～木曜：バーレーン、オマーン、サウジアラビア、クウェート、カタール、UAE /土曜～水曜：イエメン

- ・ほとんどの商標局は午前 8 時から午後 2 時までである。なお、正午以降の申請は受理されない。
- ・ラマダン期間中は、労働時間が短縮されるなど注意が必要である。なお、祝日は伝統的な方法（月を見て決める）で定められるため、事前に決まっていない。

《手続き》 手続きにおいては、以下の理由で費用と時間を要する。多くの国では Fax または郵送での受理を認めており、オンライン出願は認められていない。手続き言語はアラビア語でなければならないため、翻訳が必要である。また、いずれの国においても領事認証済みの委任状を求められる。

講演 2：GCC での 知的財産保護（講演者：ロブ ディーンズ氏）

1) 全体的な知的財産保護—商標、工業意匠と著作権：商標、工業意匠、著作権出願についての注意事項の説明があった。

Gulf Cooperation Council (GCC) (湾岸協力会議)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

《商標》 全ての GCC 加盟国で出願が可能であり、共通の分類制度を採用している。

- ・出願者名と住所のアラビア語音訳の提出が求められるため、出願書類ごとに相違が生じる場合がある。
- ・日本と同様、商標のアラビア語バージョンの審査と登録を検討している。
- ・公の秩序や道徳を根拠に商標が拒絶される場合もあるため、文化的背景に基づく考えや信仰に注意が必要である。（特にサウジアラビア）
- ・提出書類の方式にも注意が必要である。（例：表示スペースの制限、色の特定）

《工業意匠》 出願可能国：UAE、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、クウェート

- ・審査は方式審査のみであるが、絶対新規性が要件である。
- ・登録されている物を調査することが困難であり、判例も少ないのが現状である。

《著作権》 登録可能国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦

- ・登録を証明する記録がないと取締機関（判事等）が認めないため、登録することを強く推奨する。
- ・職務として著作物を制作した場合でも、著作権の帰属は制作者である。

2) 湾岸協力会議 (GCC) での特許—UAE, サウジアラビアと GCC の特許：GCC での権利化を検討する際、以下の表

の内容を把握する必要がある。なお、審査を他国（韓国特許庁に近年変更）に委ねているため権利化までに時間がかかっているのが現状である。このため、対象技術の有効期間を考慮し権利化を検討する必要がある。

国	GCC 特許法の制定	現地の特許法	優先権の有効期間	機能
バーレーン	✓*	✓	PCT または パリ条約	出願は受け付けるが、審査はしない。
クウェート	x?	✓	12 か月(現地法) パリ条約	出願は受け付けるが、審査はしない。
オマーン	✓*	✓	PCT または パリ条約	出願は受け付けるが、審査はしない。
カタール	✓*	✓	PCT または パリ条約	最初の PCT が 2012 年に出願された。 出願は受け付けるが、審査はしない。
サウジアラビア	✓*	✓	PCT または パリ条約	出願は受け付け審査をしている。特許権の交付。
UAE	x?	✓	PCT または パリ条約	出願は受け付け、時間はかかるが審査はしている。 特許権の交付。

*：執行細則は権利の行使／取締りについて定めていない。/?：施行規則は公表されていない。

講演 3：UAE の偽造防止策（講演者：巻田 隆正氏）

- 1) GCC の税関の概要：商標法には具体的な規定はなく、関税法または“他の法律”に違反する商品の密輸または輸入の禁止により、偽造を取り締まっている。
- 2) 偽造防止の現状：UAE は市場として大きくなく、ドバイを経由して他の GCC 諸国やアフリカに広がっている傾向が見受けられる。しかしながら、「自由貿易」の考えが根強く、模倣品対策に消極的であるのが現状である。
- 3) UAE での取り締まりオプション：UAE での取り締まりの現状について説明があった。

《**行政措置**》 経済開発局（DED）の商業保護課に行政措置を請求することが可能。しかしながら、偽造品の押収および破棄の証明を得ること、現場への同行を許されていないため、商標所有者の満足いく結果を得られていない。

《**刑事訴訟**》 刑事訴訟を提起するには、警察へ偽造に関する情報提供を行う必要がある。DED への手続きと比較し費用が高くなる。罰金の額が低く、不正行為の抑止力としては効果が低い。

《**民事訴訟**》 模倣品についての訴訟は異例であり、5 年に 1 回の頻度である。効果が期待できる選択肢とは言い難い。

《**税関**》 商標所有者は、税関での商標登録が必要である。しかしながら、登録だけでは効果がないため、商標所有者、弁護士がドバイ税関で正式な講習会を行い税関に積極的に働きかけることで税関の取り締まりを強化している。

日本の文化や考え方が大きく異なる中東の習慣、法体系、説明やアドバイスがあり、中東の理解を深め、今後の出願あるいは偽造防止の対策を検討するため知識を得る良い機会となった。参加費：AIPPI/JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。本セミナーでは 24 名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われた。

以上